

【保険金の支払いの対象と保険金額等】

(1) 賠償補償

対象となる活動に伴う事故により、対象となる活動の企画者又は指導者が管理監督上の不手際により他人の生命若しくは身体を害し、又は他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害について、保険金を支払う。

① 身体賠償（対人） 1名 5,000万円 ・ 1事故 1億円

② 財物賠償（対物） 1事故 500万円

※免責要件 10,000円

(2) 傷害補償

被保険者が対象となる活動に従事中又は参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、怪我又は死亡した場合（死亡・後遺障害・入院・通院）に保険金を支払う。

なお、活動場所と自宅との往復途上の事故を含む。但し、自動車事故については補償対象外とする。

保険金の種類	内容	保険金額
①死亡保険金	傷害により、事故の日から180日以内に死亡したとき	300万円
②後遺障害保険金	事故の日から180日以内に、その傷害が原因で後遺障害が生じたとき	※後遺障害については、障害の程度に応じ3%~100%の範囲内
③入院保険金	傷害により、平常の生活機能又は業務能力を失って医師の治療を受け、入院したとき	入院1日につき3,000円 ※事故の日から180日が限度
④通院保険金	傷害により、平常の生活機能又は業務能力に支障が生じ、通院したとき（往診を含む）。	通院1日につき2,000円 ※事故の日から180日以内の通院日数に対し、90日を限度とする。ただし、平常の生活又は業務に支障がない程度に治ったとき以後の通院は除く。

※「事故の日から180日」には、事故の日を含む。